

オートオークション会場における リユースコーナー等の状況

平成21年2月19日

日本オートオークション協議会 (NAK)

オートオークション会場入会要件

1. 共通要件

- ・古物商許可証取得者（取得後1年以上とする会場が多数）

2. 個別要件

- ・営業拠点を有すること。
- ・連帯保証人が1名以上あること
- ・会員の紹介
- ・その他（保証金など）

オートオークション基礎情報

- NAK参加会場は、3系列で構成

- オークション会場系列 (08年NAK会員会場数)

・会場数

JU系(組合)……………35会場(35組合)

企業系……………56会場(24社)

メーカー系……………30会場(11社)

合計
121会場 70企業

・出品台数別シェア (08年ユーストカー調べ)

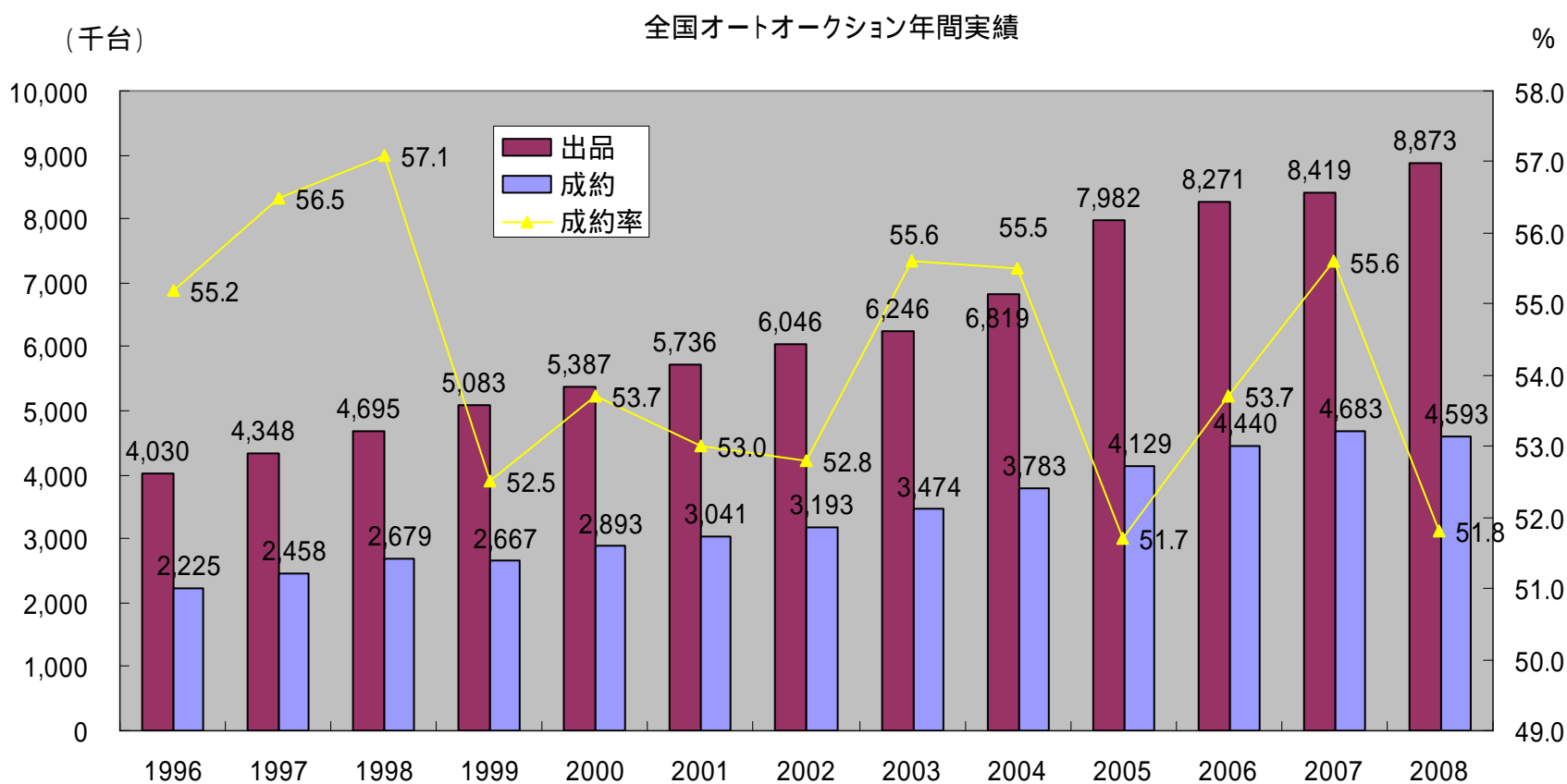
JU系……………150万台 16.9%

企業系……………612万台 69.0%

メーカー系……………125万台 14.1%

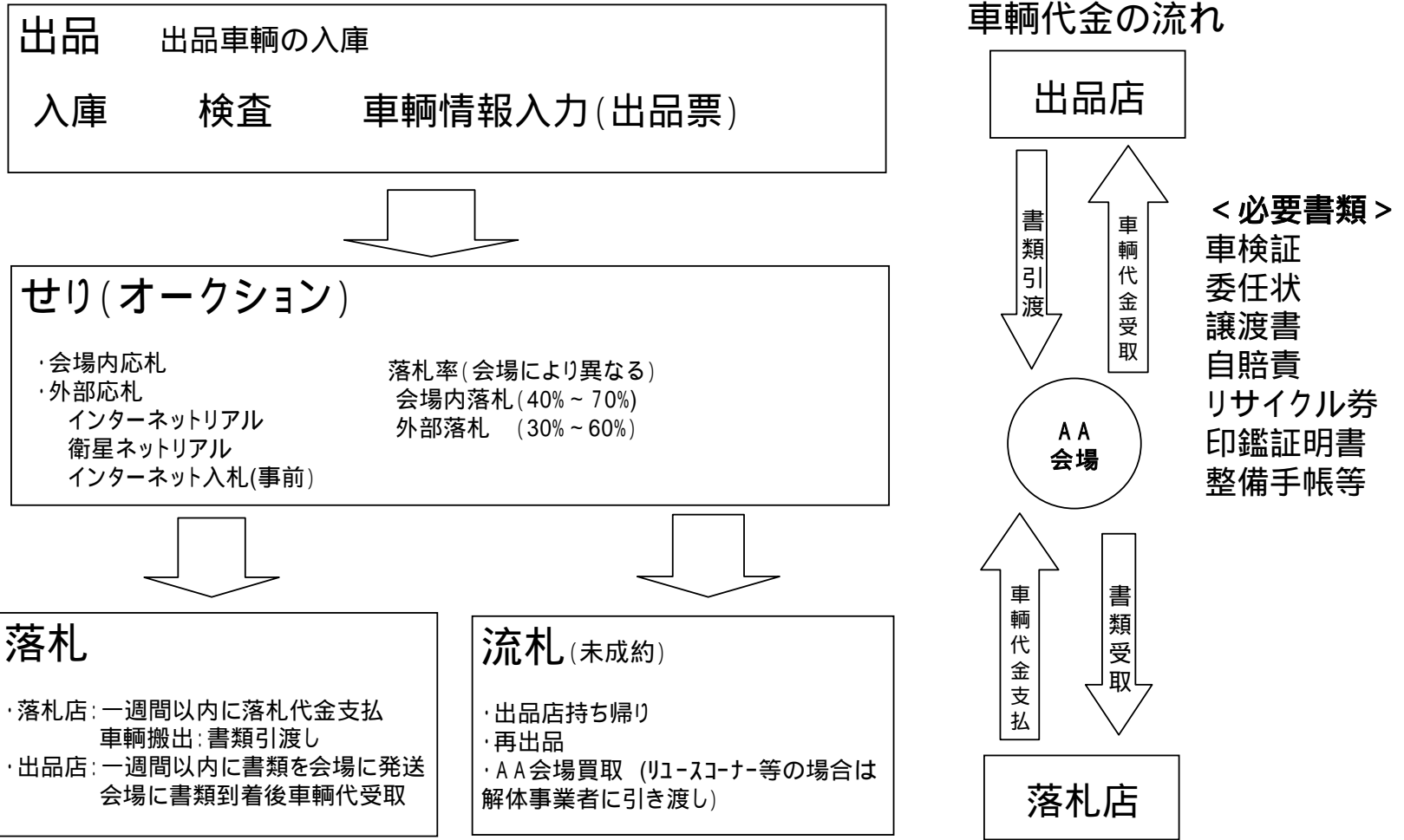
合計 887万台

オートオークション年間実績の推移



ユーストカー調べ

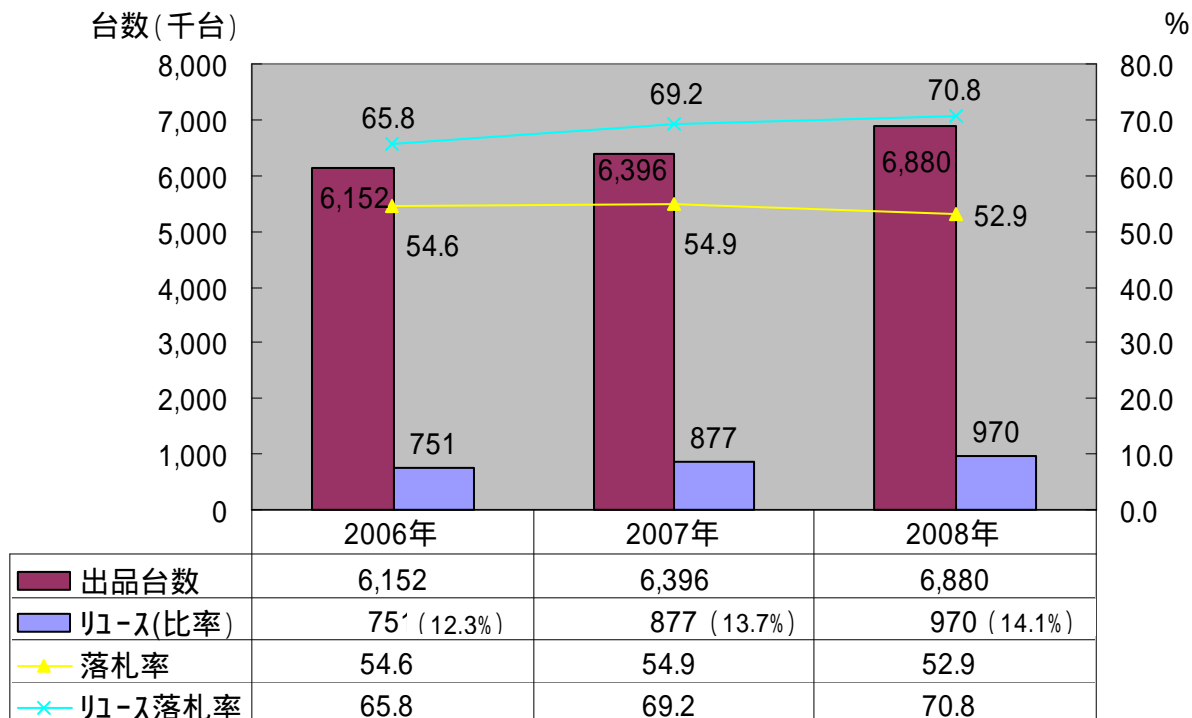
オートオークションの流れ



アンケート調査における 出品台数とリユースコーナ-等台数

アンケート対象：NAK会員123会場 有効回答会場：107会場
リユースコーナ-設置会場 2006年：53会場 2007年：53会場 2008年：55会場

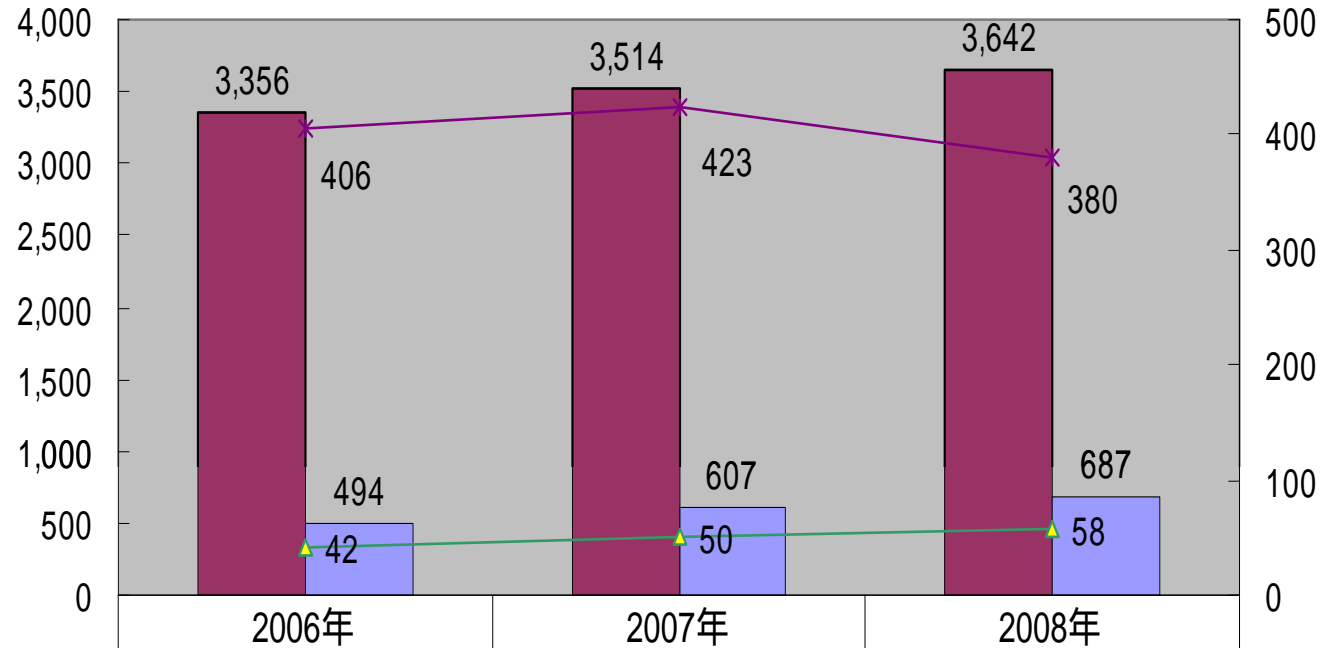
グラフ1. 出品台数と落札率



グラフ2. 落札台数・平均落札金額

台数(千台)

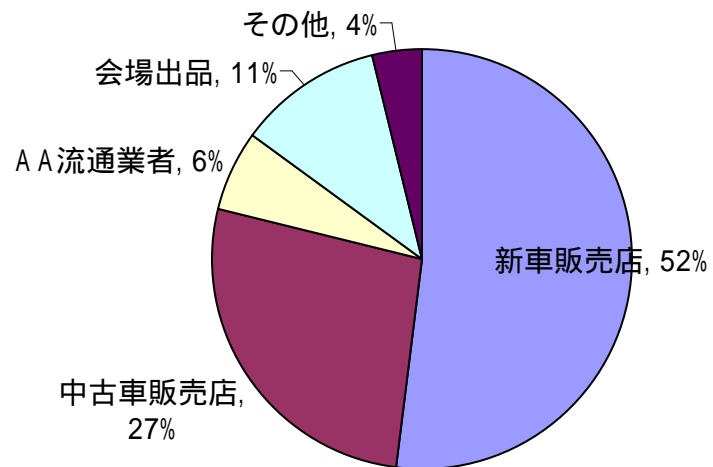
千円



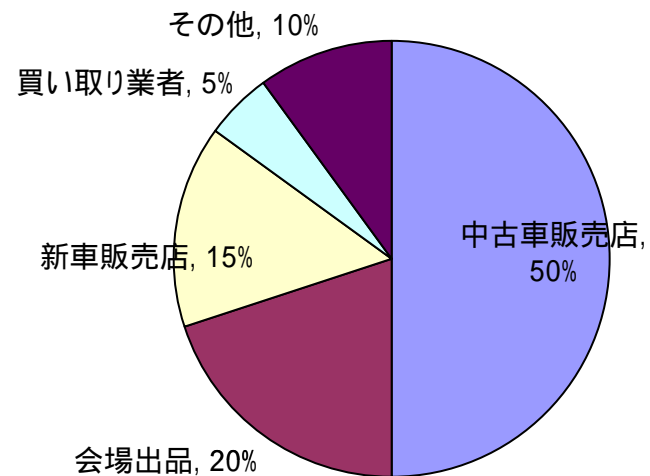
■ 落札台数	3,356	3,514	3,642
■ リユース落札(比率)	494 (14.7%)	607 (17.3%)	687 (18.9%)
—*— 平均落札金額	406	423	380
—▲— リユース平均落札金額	42	50	58

リユースコーナー等出品店構成

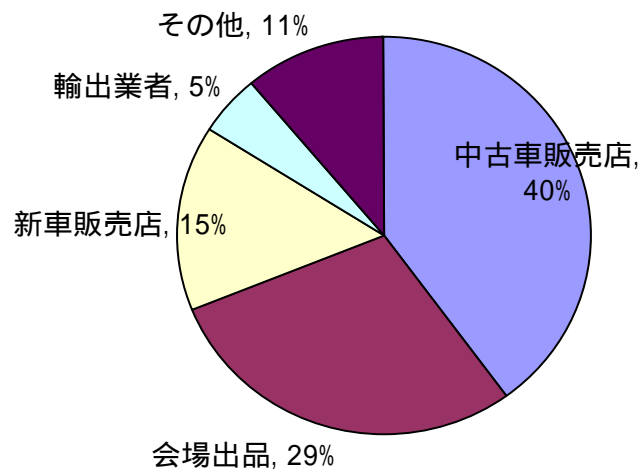
グラフ1. メーカー系大手会場出品店構成



グラフ2. 企業系大手会場出品店構成

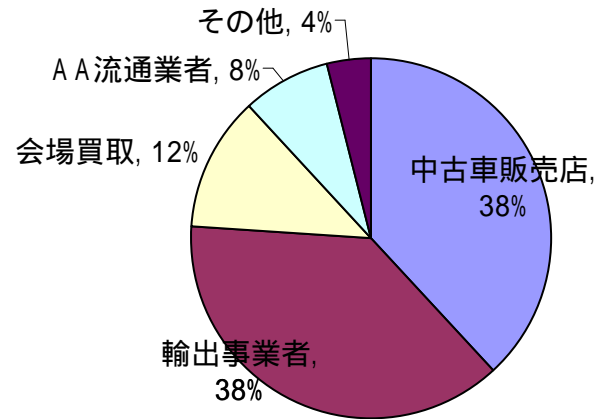


グラフ3. JU系大手会場出品店構成

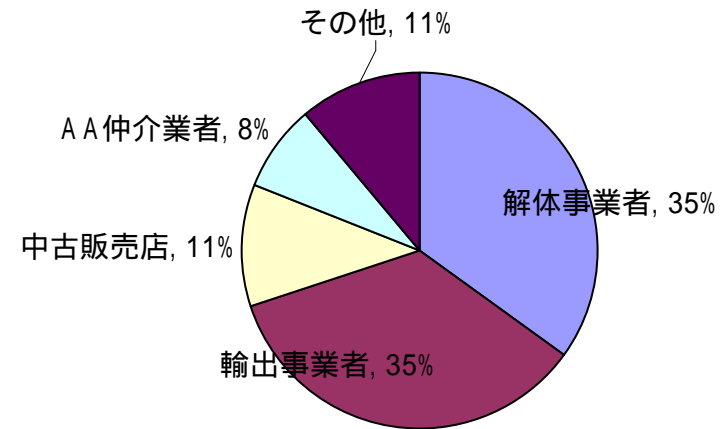


リユースコーナー等落札店構成

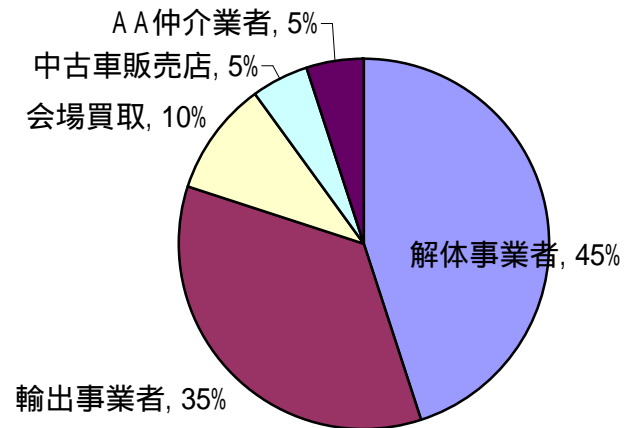
グラフ1. メーカー系大手会場落札店構成



グラフ2. 企業系大手会場落札店構成



グラフ3. JU系大手会場落札店構成



リユースカー等出品基準

1. 共通要件

- ・出品店申告による

2. 個別要件

- ・0～10万円以下の車両価格で売り切りスタート
- ・一時抹消している車両
- ・ノークレーム(クレームを受け付けない)

3. 出品基準遵守状況

- ・遵守している。

リユースコーナー(類似コーナー)の流札車両についての取扱 NAK会場への通達

低年式、多走行、低価格車両の取引は、各会場により様々な呼称を使用しているが、独立したそれらの「専属コーナー」に出品される低年式、多走行、低格車両等を対象車両とする。

呼称例 リユースコーナー、お買い得、掘り出し物、低価格等

オークション会場の考え方

オークション会場は商品車としての中古車の「市場」で「使用済み自動車、使用済み自動車と判断される自動車」は出品できない。

1. 出品店が一度オークションにかけた結果、流札した車両の取扱

出品店が持ち帰る

出品店の希望により「使用済み自動車」として、解体業者を斡旋する。

- ・リサイクル料金は出品店の負担となる
- ・その際の引渡し条件等は当事者間での協議による
- ・会場は斡旋を行なっているだけのため、自動車リサイクル法上の業務を行なう必要はない(この解体業者は引き取り業の登録を行なっていることが必要)

希望により会場が引取りまたは買取りをする。

・その車輛が「使用済み自動車」であるか「中古車」であるかを会場が精査した上で、出品店と合意の上、以下の(イ)または(ロ)の方法により、引き取りまたは買取りをする。

(イ)「使用済み自動車」として引き取る場合

- ・会場は自動車リサイクル法上の「引き取り業者」としての登録が必要
- ・会場は引き取り報告、リサイクル券の発行などの諸業務を行なう事が必要
- ・リサイクル料金は出品店の負担となる
- ・その際の引渡し条件等は当事者間での協議による

(ロ)会場が中古車として市場価値があると判断し、「中古車」として買い取る場合

- ・再度セリにかけた後、再度流札した場合は、会場の判断により「使用済み自動車」として解体業者に引き渡す事になるが、この場合のリサイクル料金は、会場の負担となる

2. 出品店が複数回(例えば二回)オークションにかけた結果、流札した車輛の取扱

- ・中古車としての市場価値がないと判断されるため、上記、又は(イ)のいずれかに従うことが必要。

リユースコーナー等における流札時の取り扱い

- 出品店持ち帰り
- 再出品
- 希望により会場が中古車として買取
- 会場が解体車輛として買取
- 会場で解体業者斡旋